

○警察署用公安委員会公印の使用に関する内規

昭和35年11月22日
公安委員会内規第2号

(目的)

第1条 この内規は、警察署長及び幹部交番所長（山口県岩国警察署岩国西幹部交番所長、山口県岩国警察署広瀬幹部交番所長、山口県柳井警察署周防大島幹部交番所長、山口県柳井警察署平生幹部交番所長、山口県周南警察署周南西幹部交番所長、山口県山口警察署阿東幹部交番所長、山口県山陽小野田警察署厚狭幹部交番所長、山口県萩警察署江崎幹部交番所長、山口県下関警察署彦島幹部交番所長及び山口県長府警察署豊田幹部交番所長をいう。以下同じ。）が保管する山口県公安委員会公印の使用について必要な事項を定めることを目的とする。

(警察署用公安委員会公印)

第2条 警察署長が保管する山口県公安委員会公印は、山口県公安委員会の文書例式等に関する規程（昭和32年山口県公安委員会規程第1号）の別表に掲げる警察署の生活安全及び交通関係許可、認可、講習課程修了証明等専用の公印、自動車運転免許等の事務専用の公印及び生活安全関係許可証等の書換え又は訂正、銃砲等又は刀剣類の確認等の事務専用の公印の3種である。

2 幹部交番所長が保管する山口県公安委員会の公印は、山口県公安委員会の文書例式等に関する規程の別表に掲げる自動車運転免許等の事務専用の公印である。

(警察署の生活安全及び交通関係許可、認可等専用の公印の使用範囲)

第3条 警察署長が保管する警察署の生活安全及び交通関係許可、認可等専用の公印は、別表に掲げる事項について使用するものとする。

(自動車運転免許等の事務専用の公印の使用範囲)

第4条 警察署長及び幹部交番所長が保管する自動車運転免許等の事務専用の公印は、次に掲げる事項について使用するものとする。

- (1) 道路交通法(昭和35年法律第105号)第93条第2項の規定による運転免許の条件の運転免許証への記載
- (2) 道路交通法第94条第1項の規定による運転免許証の変更事項の記載
- (3) 道路交通法施行規則(昭和35年総理府令第60号)第30条の12第1項の規定による運転経歴証明書の変更事項の記載
- (4) その他運転免許証又は運転経歴証明書の備考欄への必要な事項の記載
(生活安全関係許可証等の書換え又は訂正、銃砲等又は刀剣類の確認等の事務専用の公印の使用範囲)

第5条 警察署長が保管する生活安全関係許可証等の書換え又は訂正、銃砲等又は刀剣類の確認等の事務専用の公印は、次に掲げる事項について使用するものとする。

(1) 生活安全関係の許可証、承認書、届済証、指示書及び証明書の書換え
又は記載事項の訂正

(2) 銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)第4条の4第1項に
規定する鉄砲等又は刀剣類の確認

(その他)

第6条 この内規に定めるもののほか、警察署用公安委員会公印の使用につ
いて必要な事項は、警察本部長が定める。

別表

- 1 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号)
 - 第 3 条第 1 項 風俗営業の許可
 - 第 3 条第 2 項 (第 31 条の 23 において準用する場合を含む。) 許可条件の付与及び変更
 - 第 4 条第 3 項 (第 31 条の 23 において準用する場合を含む。) 風俗営業(特定遊興飲食店営業)の特例許可
 - 第 5 条第 4 項 (第 31 条の 23 において準用する場合を含む。) 許可証の再交付
 - 第 7 条第 1 項 (第 31 条の 23 において準用する場合を含む。) 相続の承認
 - 第 7 条の 2 第 1 項 (第 31 条の 23 において準用する場合を含む。) 合併の承認
 - 第 7 条の 3 第 1 項 (第 31 条の 23 において準用する場合を含む。) 分割の承認
 - 第 9 条第 1 項 (第 20 条第 10 項、第 31 条の 23 において準用する場合を含む。) 風俗営業(特定遊興飲食店営業)の営業所の構造又は設備の変更(遊技機の増設、交替その他の変更)の承認
 - 第 10 条の 2 第 1 項 (第 31 条の 23 において準用する場合を含む。) 特例風俗営業者(特例特定遊興飲食店営業者)の認定
 - 第 10 条の 2 第 5 項 (第 31 条の 23 において準用する場合を含む。) 認定証の再交付
 - 第 25 条 風俗営業者に対する指示
 - 第 27 条第 4 項 (第 31 条の 12 第 2 項において準用する場合を含む。) 店舗型性風俗特殊営業(店舗型電話異性紹介営業)の届出書又は変更の届出書の提出があった旨を記載した書面の交付
 - 第 29 条 店舗型性風俗特殊営業を営む者に対する指示
 - 第 31 条の 2 第 4 項 (第 31 条の 7 第 2 項、第 31 条の 17 第 2 項において準用する場合を含む。) 無店舗型性風俗特殊営業(映像送信型性風俗特殊営業、無店舗型電話異性紹介営業)の届出書又は変更の届出書の提出があった旨を記載した書面の交付
 - 第 31 条の 4 第 1 項 無店舗型性風俗特殊営業を営む者に対する指示
 - 第 31 条の 9 第 1 項 映像送信型性風俗特殊営業を営む者に対する指示
 - 第 31 条の 14 店舗型電話異性紹介営業を営む者に対する指示
 - 第 31 条の 19 第 1 項 無店舗型電話異性紹介営業を営む者に対する指示
 - 第 31 条の 22 特定遊興飲食店営業の許可
 - 第 31 条の 24 特定遊興飲食店営業者に対する指示
 - 第 34 条第 1 項 飲食店営業者に対する指示
 - 第 35 条の 4 第 1 項 接客業務受託営業を営む者に対する指示

- 第 37 条第 1 項 報告及び資料の徴収
- 第 38 条の 2 第 2 項 少年指導委員に対する指示
- 2 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則（昭和 60 年国家公安委員会規則第 1 号）
 - 第 10 条第 3 項（第 78 条第 2 項において準用する場合を含む。）、第 20 条第 4 項、第 88 条第 4 項 風俗営業管理者証（特定遊興飲食店営業管理者証）の交付
 - 第 40 条第 1 項（第 97 条第 3 項において準用する場合を含む。） 管理者講習の通知
 - 第 44 条第 2 項（第 55 条第 2 項、第 66 条第 2 項において準用する場合を含む。） 届出確認書不交付通知書の交付
 - 第 45 条（第 55 条第 2 項、第 61 条第 2 項、第 66 条第 2 項、第 72 条第 2 項において準用する場合を含む。） 店舗型性風俗特殊営業届出確認書（無店舗型性風俗特殊営業届出確認書、映像送信型性風俗特殊営業届出確認書、店舗型電話異性紹介営業届出確認書、無店舗型電話異性紹介営業届出確認書）の再交付
- 3 探偵業の業務の適正化に関する法律（平成 18 年法律第 60 号）
 - 第 4 条第 3 項 探偵業の届出又は変更の届出があったことを証する書面の交付
- 4 探偵業の業務の適正化に関する法律施行規則（平成 19 年内閣府令第 19 号）
 - 第 4 条第 2 項 探偵業届出証明書の再交付
- 5 質屋営業法（昭和 25 年法律第 158 号）
 - 第 2 条第 1 項 質屋営業の許可
 - 第 4 条第 1 項 営業所の移転等の許可
 - 第 8 条第 4 項 許可証の再交付
 - 第 28 条第 3 項、第 6 項 相続人の承認又は不承認
 - 第 28 条第 5 項、第 6 項 行為場所の特例の承認又は不承認
- 6 古物営業法（昭和 24 年法律第 108 号）
 - 第 3 条 古物商又は古物市場主の許可
 - 第 5 条第 4 項 許可証の再交付
 - 第 23 条第 1 項、第 2 項 古物商又は古物市場主に対する指示
- 7 金属くず類回収業に関する条例（昭和 32 年山口県条例第 32 号）
 - 第 3 条 回収業の許可
 - 第 7 条第 1 項、第 2 項 許可証の再交付
- 8 銃砲刀剣類所持等取締法
 - 第 4 条の 3 第 1 項（第 7 条の 3 第 3 項において準用する場合を含む。） 認知機能検査の実施
 - 第 4 条の 3 第 2 項（第 7 条の 3 第 3 項において準用する場合を含む。） 指定する医師の受診命令及び当該医師の診断書の提出命令

- 第4条の4第2項 猟銃又は空気銃への番号又は記号の打刻命令
- 第4条の4第3項 許可に係るクロスボウであることの表示措置命令
- 第5条の3第3項 (第5条の4第3項、第5条の5第3項、第9条の5第4項、第9条の10第3項、第9条の14第3項、第9条の16第2項において準用する場合を含む。) 猟銃等講習修了証明書(技能検定合格証明書、技能講習修了証明書、教習資格認定証、練習資格認定証、年少射撃資格講習修了証明書、クロスボウ射撃資格認定証)の再交付
- 第5条の3の2第3項 クロスボウ講習修了証明書の亡失等の届出の受理及び書換え又は再交付
- 第5条の5第2項 技能講習修了証明書の交付
- 第7条第2項 (第9条の13第3項において準用する場合を含む。) 許可証(年少射撃資格認定証)の再交付
- 第7条の3第2項 猟銃若しくは空気銃又はクロスボウの所持の許可の更新
- 第8条第7項 銃砲等又は刀剣類の提出命令及び仮領置
- 第8条の2第2項 拳銃部品の提出命令及び仮領置
- 第9条の8第3項 教習用備付け銃の提出命令及び仮領置
- 第9条の12第2項 練習用備付け銃の提出命令及び仮領置
- 第10条の6第1項 銃砲等及び実包等の保管状況についての報告の徴収
- 第10条の9 危害予防上必要な措置の指示
- 第11条第8項、第9項 銃砲等又は刀剣類の提出命令及び仮領置
- 第11条の2第1項、第3項 拳銃部品の提出命令及び仮領置
- 第11条の2第2項 保管に係る拳銃部品の仮領置
- 第12条の3 報告の徴収又は指定する医師の受診命令
- 第13条の2 公務所等への照会
- 第13条の3第1項 銃砲等又は刀剣類の提出命令及び保管
- 第13条の3第3項 拳銃部品の提出命令及び保管
- 第26条第2項 銃砲等又は刀剣類の提出命令及び仮領置
- 第27条第1項 銃砲等又は刀剣類の提出命令
- 9 銃砲刀剣類所持等取締法施行令(昭和33年政令第33号)
 - 第21条第1項 技能講習の実施日時等の通知
- 10 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則(昭和33年総理府令第16号)
 - 第5条第2項 人命救助等に従事する者届出済証明書の交付
- 11 火薬類取締法(昭和25年法律第149号)
 - 第17条第1項、第50条の2 猟銃用火薬類等の譲渡等の許可
 - 第17条第8項、第50条の2 猟銃用火薬類等の譲渡許可証等の再交付
 - 第19条第1項 火薬類運搬証明書の交付
 - 第25条第1項、第50条の2 猟銃用火薬類等の消費の許可
 - 第52条第1項 知事からの意見照会に対する回答

12 道路交通法

第 45 条の 2 第 2 項 高齢運転者等標章の交付

第 45 条の 2 第 3 項 高齢運転者等標章の再交付

第 59 条第 2 項 牽引の許可

第 108 条の 34 監督行政庁又は使用者に対する通知

13 災害対策基本法施行令（昭和 37 年政令第 288 号）

第 33 条第 3 項 緊急通行車両の標章及び証明書の交付

14 災害対策基本法施行規則（昭和 37 年総理府令第 52 号）

第 6 条の 3 第 1 項 標章等の記載事項の変更の届出の受理及び標章等の書換え交付

第 6 条の 4 第 1 項 標章等の亡失等の申出の受理及び再交付

15 大規模地震対策特別措置法施行令（昭和 53 年政令第 385 号）

第 12 条第 3 項 緊急輸送車両の標章及び証明書の交付

16 大規模地震対策特別措置法施行規則（昭和 54 年総理府令第 38 号）

第 6 条の 3 第 1 項 標章等の記載事項の変更の届出の受理及び標章等の書換え交付

第 6 条の 4 第 1 項 標章等の亡失等の申出の受理及び再交付

17 山口県道路交通規則（昭和 47 年山口県公安委員会規則第 3 号）

第 3 条第 2 項 通行禁止除外指定車標章等の交付

18 災害時等における規制除外車両の確認に関する内規（令和 5 年山口県公安委員会内規第 6 号）

第 4 条第 3 項 規制除外車両事前届出済証の交付

第 5 条 除外届出済証の再交付

第 9 条第 2 項 規制除外車両の標章及び証明書の交付